

第 186 回宮城県都市計画審議会議事録

日 時：平成 29 年 7 月 28 日（金）

午後 1 時 30 分から午後 2 時 30 分まで

場 所：県庁行政庁舎 9 階 第一会議室

○次第

1 開 会

2 報 告

第 185 回宮城県都市計画審議会議案の処理結果について

3 議案審議（1 件）

議案第 2344 号 気仙沼都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更について

4 そ の 他

5 閉 会

○出席委員

阿留多伎眞 人	尚綱学院大学環境構想学科教授
伊 藤 恵 子	株式会社はなやか代表取締役
牛 尾 陽 子	公益財団法人東北活性化研究センターフェロー
内 田 美 穂	東北工業大学工学部環境エネルギー学科准教授
郷 古 雅 春	宮城大学食産業学群教授
高 橋 克 子	宮城県医師会常任理事
舟 引 敏 明	宮城大学事業構想学群教授
門 間 久美子	弁護士
木 内 岳 志	農林水産省東北農政局長（代理）
尾 関 良 夫	国土交通省東北運輸局長（代理）
津 田 修 一	国土交通省東北地方整備局長（代理）
高 須 一 弘	宮城県警察本部長（代理）
奥 山 恵美子	宮城県市長会会長（代理）
齋 藤 正 美	宮城県議会議員
高 橋 啓	宮城県議会議員
櫻 井 正 人	宮城県町村議会議長会会長（利府町議会議長）

（以上 16 名，敬称略）

○審議結果

- ・議案第 2344 号（気仙沼都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更について）
【議決】原案を承認する。

○議事

平成 29 年 7 月 28 日（金）午後 1 時 30 分 開会

1 開 会

○事務局（菊池総括） 定刻でございますので、ただいまから第 186 回宮城県都市計画審議会を開催させていただきます。

議事に入ります前に、このたび 4 名の委員の改選がございましたので、御紹介させていただきます。お手元の委員名簿を御覧下さい。学識経験者の委員のうち、伊藤直司委員から委員を辞任したい旨の申し出がありましたことに伴いまして、新たに委員に就任いただきました、宮城大学食産業学群教授の郷古雅春委員でございます。

○郷古委員 郷古でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（菊池総括） 続きまして、宮城県町村議会議長会会長で利府町議会議長の櫻井正人委員でございます。

○櫻井委員 櫻井でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（菊池総括） 続きまして、農林水産省東北農政局長の木内岳志委員でございますが、本日は代理といたしまして、農村振興部農村計画課の浅沼慶二様に御出席をいただいております。

○木内委員（代理出席：浅沼農村振興部農村計画課課長補佐） 浅沼でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（菊池総括） 続きまして、東北地方整備局長の津田修一委員でございますが、本日は代理といたしまして、仙台河川国道事務所の戸島孝彦様に御出席をいただいております。

○津田委員（代理出席：仙台河川国道事務所 戸島事業対策官） よろしく申し上げます。

○事務局（菊池総括） 新委員の御紹介は以上でございます。

（1）会議の成立

○事務局（菊池総括） 続きまして、本日の会議の定足数でございますが、現時点におきまして、代理出席の方を含め、15 名の委員の御出席をいただいております。

定足数の 10 名を超えておりますので、都市計画審議会条例第 5 条第 2 項の規定により、会議

が有効に成立していることを御報告申し上げます。

なお、伊藤恵子委員におかれましては、都合による若干遅れる旨の御連絡をいただいておりますので、あらかじめ申し上げます。

ここで、傍聴される方々をお願いいたします。会議の傍聴に当たりましては、お手元に注意事項をお配りしておりますので、遵守いただきますようお願い申し上げます。

また、委員の皆様におかれましては、御発言の際は、マイクをお渡ししますので、恐縮ではございますが、挙手をいただきますよう、お願い申し上げます。

続きまして、本日の配布資料について御説明申し上げます。委員の皆様には、事前に「議案書」をお渡ししております。また、机上に「議案書別冊」、「報告資料」、「座席図及び委員名簿」を配布しております。資料に不足はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、早速審議をお願いしますが、会議の議長は、都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、会長が行うことになっておりますので、舟引会長、よろしくをお願いいたします。

○舟引議長 舟引でございます。これから議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(2) 議事録署名人の指定

○舟引議長 初めに、本日の審議会の議事録署名人を指名させていただきます。内田美穂委員と、高橋啓委員をお願いいたします。

3 前回議案の処理報告

○舟引議長 次に、第185回の審議会における議案の処理状況について、事務局から報告願います。

○事務局（佐藤都市計画課長） それでは、前回議案の処理につきまして御説明いたします。お手元の『議案書』の3ページを御覧ください。前回、第185回の審議会におきまして、議案第2343号「石巻広域都市計画道路の変更について」御審議いただきました。議案第2343号につきましては、処理結果の欄に記載のとおり、所定の手続きをすべて完了しております。

前回議案の処理報告については、以上でございます。

○舟引議長 ありがとうございます。以上の報告について、御質問等はございませんか。

〔「なし」の声〕

○舟引議長 それでは、以上で、第185回の審議会における議案の処理報告を終わります。

4 議案審議

○舟引議長 続いて、議案審議に入ります。本日の審議件数は、議案第 2344 号の 1 件となっております。円滑な議事運営に努めて参りますので、御協力をお願い申し上げます。

それでは、議案第 2344 号「気仙沼都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」を議題といたします。事務局から議案の内容を説明願います。

議案第 2344 号 気仙沼都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

○事務局（佐藤都市計画課長） それでは議案書 4 ページ、議案第 2344 号「気仙沼都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」を御説明申し上げます。

5 ページをお開きください。気仙沼都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に関する計画書で、「宮城県決定」でございます。

都市計画区域マスタープランは、当該都市の発展の動向、当該都市計画区域における人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、中長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともにその実現に向けての大きな道筋を明らかにするものです。

このマスタープランでは、おおむね 20 年後の都市の姿を展望した上で、都市計画の基本的な方向性を定めることとされており、都市施設、市街地開発事業等については、おおむね 10 年以内の実施を予定するものを整備の目標として示すこととなっております。また、都市計画区域において定められる都市計画は、この方針に即したものでなければならないと都市計画法に規定されております。現行の気仙沼都市計画区域マスタープランにつきましては、「活力と安らぎのある水産文化中核都市の形成」を将来像に掲げ、平成 16 年 5 月に策定いたしました。

2 の「変更理由」を御覧願います。今回の変更は、平成 23 年 10 月に県が策定した「宮城県震災復興計画」で掲げる「災害に強いまちづくり」及び「水産県みやぎの復興」の実現に向け、災害に強く安心して暮らせる都市を形成するために見直しを行うものであります。

「議案書別冊」のほうを御覧いただきたいと思えます。「別冊」の表紙をおめくりいただき、目次を御覧願います。都市計画区域マスタープランにおいては、都市計画の目標、区域区分の決定の有無、主要な都市計画の決定の方針を定めることとなっております。

1 ページを御覧ください。はじめに、まちづくりに求められている課題です。

広域気仙沼・本吉圏は、南三陸のリアス式海岸が連なる変化に富んだ地形により天然の良港を数多く有し、古くから水産業を基幹産業として発展してきましたが、東日本大震災により壊滅的な被害を受けました。現在、本圏域では、「災害に強いまちづくり」と「地域産業の再生」が進められております。また、三陸縦貫自動車道の整備により他圏域との連携強化や交流人口の拡大などが期待されております。さらに、豊かな自然環境、自然風景の再生・維持などが求められております。

このような認識のもと、本圏域では、「復旧・復興事業による災害に強いまちづくり」、「水産業をはじめとする地域産業の再生」、「本圏域の骨格を形成する道路ネットワークの早期整備による他圏域との連携強化」、「豊かな自然環境、自然風景の再生・維持」の 4 つをまちづくりの

基本方向とし、本都市計画区域の整備、開発及び保全を推進していくこととしております。

2 ページをお開きください。気仙沼都市計画区域における「都市計画の目標」を記載しております。目標年次は、平成 27 年を基準年とし、20 年後の平成 47 年を目標年次としております。都市計画区域の範囲は気仙沼市の一部に定め、その規模は約 4,700 ヘクタールと行政区域約 33,000 ヘクタールのおよそ 14 パーセントにあたります。都市計画区域内人口は、前回の都市計画審議会にて御説明させていただいたとおり、直近の国勢調査を使用して、県の総合計画である「宮城の将来ビジョン」に沿って推計を行い、平成 47 年で概ね 3 万人としております。

3 ページを御覧願います。本都市計画区域における将来像及び都市づくりの基本方針を記載しております。先ほど御説明いたしました本圏域の 4 つの「まちづくりの基本方向」をふまえ、本都市計画区域の都市づくりの基本方針を、「市街地の嵩上げ盛土などによる災害に強いまちづくり」、「水産業と観光を基盤とした地域産業の再生」、「本区域の骨格を形成する道路ネットワークの整備と公共交通ネットワークの維持・充実」、「豊かな自然環境、自然風景の再生・維持」の 4 つとしております。そして、これらの基本方針をふまえた本都市計画区域の目指すべき将来像を「災害に強く人と自然が共生するまちづくり」としてしております。続いて、2 の「区域区分の決定の有無」についてです。本都市計画区域では、都市規模や将来の人口規模などにより、今後、無秩序に市街化が拡大する恐れが低いと見込まれることから、引き続き区域区分を定めないものとしております。

4 ページをお開きください。3 の「主要な都市計画の決定の方針」についてです。ここからは、お手元の議案書別冊とともに、スクリーンを使って具体的な位置についても御説明いたしますので、併せて御覧願います。

4 ページには、「土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針」を記載しております。

基本方針として、嵩上げ盛土などにより住宅地の安全性が確保される区域は、現位置において市街地の再生に努めることとしております。また、災害危険区域の指定などにより、住宅立地が制限された区域では、産業系へ用途地域を変更するとともに、住工混在の解消を図ることとしております。主要用途の変更の方針として、「商業業務地」、「工業地及び流通業務地」、「住宅地」の 3 つに分けて記載しております。「商業業務地」につきましては、気仙沼駅周辺地区から南気仙沼駅周辺地区を圏域の中心となる商業業務地として、業務機能、買回品を主とした商業機能及び都市的サービス業の集積に努めることとしております。「工業地及び流通業務地」につきましては、気仙沼港の背後地区である鹿折、魚町・南町、南気仙沼の各地区では、水産業などの地域産業の再生を図り、国道 45 号とその他幹線道路が結節する松岩・面瀬地区では、工業地の形成を図り、さらに津波復興拠点整備事業により整備している赤岩港、朝日町両地区では、水産業などを集約することとしております。「住宅地」につきましては、嵩上げ盛土などにより安全性が確保される地区に集約し、良好な住環境の形成を図ることとしております。また、都市中心地区にオープンスペースの確保、道路などの公共施設の整備を進め、居住環境及び防災性の向上を図ることとしております。

5 ページを御覧願います。「都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針」を記載しております。交通施設につきましては、基本方針として、自動車専用道路、国道及び県道などの本区域の骨格を形成する道路と、それに接続する都市計画道路を整備し、総合的な交通ネットワ

ークを形成するとともに、鉄道やBRTを基軸とした公共交通ネットワークの形成を目指すこととしております。おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業といたしましては、5ページから6ページの表に記載のとおり、三陸縦貫自動車道や主要地方道気仙沼唐桑線などとしております。

6ページをお開き願います。下水道につきましては、基本方針として、汚水の排除、処理については、公共下水道及びその他の下水道類似施設等の汚水処理施設を組合せ、整備することとしております。雨水につきましては、震災による広域地盤沈降により浸水被災の危険性が高まった地区について、優先的に対策を図っていくこととしております。おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業といたしましては、表に記載のとおり、気仙沼市公共下水道としております。

7ページを御覧願います。「市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針」を記載しております。市街地開発事業につきましては、被災市街地復興土地地区画整理事業により、市街地の再生を進めるとともに、震災前からの課題であった住工混在を解消し、良好な市街地の形成を図ることとしております。おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業といたしましては、表に記載のとおり、鹿折、南気仙沼、魚町・南町の各地区における被災市街地復興土地地区画整理事業としております。

8ページをお開き願います。「自然的環境の整備または保全に関する都市計画の決定の方針」を記載しております。「基本方針」といたしましては、優れた自然環境、都市景観、郷土景観を構成する山地、丘陵地、河川、海岸などの保全を図るとともに、復興事業などにより公園・緑地の整備を進め、人と自然が共生するやすらぎのあるまちづくりを目指すこととしております。おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業といたしましては、表に記載のとおり、南気仙沼防災公園、松崎尾崎防災公園としております。

9ページを御覧願います。「防災に関する都市計画の決定の方針」を記載しております。基本方針といたしましては、東日本大震災をふまえ、防御施設や避難路の整備、高台移転等による居住地の安全性の確保を行うことにより、災害に強く安全な都市構造への転換を図るとともに、地震・津波に対する被害の実情と教訓の伝承や近年多発する豪雨、土砂災害等に対する迅速な避難情報の発令などに努めることとしております。おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業といたしましては、表に記載のとおり、赤岩港地区及び朝日町地区の津波復興拠点整備事業としております。

10ページをお開き願います。これまで、説明させていただいた各都市計画の決定の方針を図で表したものを記載しております。

以上で議案第2344号の説明を終わります。縦覧の結果、意見書の提出はございませんでした。よろしく御審議を賜りますよう、お願いいたします。

○舟引議長 はい、ありがとうございます。ただいま事務局から御説明をいただきました。ここから質疑の時間に入りたいと思います。委員の皆様から御意見・御質問はございませんか。

○阿留多伎委員 まず、人口なんですけど、人口が減少していくということなんですけど、今、宮城県

で作っているマスタープランと整合する形の人口になっているのでしょうか。

○事務局（佐藤都市計画課長） 前回御説明いたしました人口フレームと同じとなっております。

○阿留多伎委員 それから、重箱の隅をつつくようで申し訳ないのですが、3 ページの「将来像及び都市づくりの基本方針」の中の「都市づくりの基本方針」として4つありますけど、その1つ目に『市街地の嵩上げ盛土など』となっていますが、ここに「移転」という言葉を入れなくていいのかどうか。何か、「嵩上げ」のほうが重要で、「移転」のほうはあまり重要ではないような印象を与えかねないなという気がしたんですが。それと同じように、3 ページの上のほうの3行目から4行目にかけて『津波被害の恐れのない地域への移転を基本としつつ』とあり、こちらは「移転」のほうの基本なんですよね。さらに「嵩上げ」となっているので、「移転」のほうが重要なのかなと思いつつ、前のほうのページを見ますと、1 ページの基本方向の中の『復旧・復興事業による災害に強いまちづくり』という1つ目のところを見ると、『市街地の嵩上げ盛土や居住地の高台移転』と「嵩上げ」のほうが先に書かれてあるんですね。なので、どっちが重要なのかというのが分かり難い表現になっているなと思うので、順番とか書き方をもう少し整理したほうがいいと思ったところです。意見です。それからBRTなんですけれども、いずれBRTは適正な形に戻したいという御希望が地元にはあるという記事を新聞で見たことがあるんですが、それは今でもそうなのか。それともBRTは固定で考えていいのか。そこのBRTの扱いが、このままだとBRTでずっとでいいよという印象を与えてしまうかなと思ったことと、あと大島に行く橋なんですけど、今作っているんですが、何かどこかで表現されているんですけど。図上だけですか。それとも、5 ページのおおむね 10 年以内に実施する事業の道路の中に入っているのでしょうか。名称だけだと分かり難かったので、教えていただければと思います。以上です。

○舟引議長 3 点の御質問がありました。順次、事務局から御説明をお願いします。

○事務局（佐藤都市計画課長） 市街地の嵩上げ盛土と高台移転というのは、どちらも重要な事業だと認識しております。ただ、気仙沼圏域について申し上げますと、市街地の嵩上げによる、いわゆる被災市街地復興土地区画整理事業を数カ所で実施しておりまして、そこへの集積が非常に大きいことから、この基本方針においては、それを代表的なものとして、「市街地の嵩上げ盛土など」を代表として書かせていただいているというところでございます。次に、BRTに関してでございますが、BRTに関してはJR東日本さんがBRTによる整備ということをかかなり以前から提案していたところ、柳津から南三陸町まではBRTで整備するということになったんですが、気仙沼市さんのほうで鉄道という思いが強く、鉄道ということで進んでいなかったんですが、最終的にはBRTで整備することになっています。また、大島架橋につきましては、5 ページになりますけど、おおむね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業のうち、上から3つ目の「大島浪板線」というものがございまして、国道 45 号からこの「浦の浜」というのは、大島までのフェリーの発着場になっておりまして、この間に大島架橋が位置付けられております。現在、架設はされましたが、開通までは少し時間がかかって、共用は平成 30 年度を目標に、現在、鋭

意事業を進めているところでございます。以上です。

○阿留多伎委員 出来れば、5 ページの上のほうの主要な施設の中に、この道路名も入れてあると、大島の方々もうれしいのではないかなと思います。

○舟引議長 他にいかがでしょうか。はい、高橋委員，どうぞ。

○高橋（啓）委員 折角の機会ですので、確認だけさせていただきますけど、最初に 2 ページの『都市計画区域の範囲及び規模』というところですけど、行政区域の 14 パーセントということで、参考のために前回の都市計画区域と比較すると、少なくなっているということでよろしいのかどうかということと、これから下水道区域が指定されると思うんですけど、先ほど説明のあった区域については、これから定める都市計画区域の面積と同じか、あるいはもっと狭い区域になるのかということと、最後に、用途地域を予定されているということで、7 ページ目にそれぞれの土地区画整理事業で、住宅地、工業地、商業地とそれぞれあるんですが、それ以外に、この雨域以外に用途指定の予定はどうかをお聞きしたいと思います。

○舟引議長 高橋委員から 3 点御質問がありました。よろしく申し上げます。

○事務局（佐藤都市計画課長） まず、2 ページの行政区域の一部という部分につきましては、今回、変更はございません。次に、6 ページなんですが、（※パワーポイントを示しながら）青の線が都市計画区域になってございます。ここは変わってございませんが、その中の赤の区域が下水道区域になっておりますので、委員の御質問に対しましては、都市計画区域の中の一部ということになっております。加えて、今回、新たに区域が追加されることになっているということでございます。次に、3 つ目の御質問で 7 ページでございますが、これは今回の復興事業等によって、土地利用が大きく変わるということもございますので、そういったエリアにつきましては、今後、用途について変更していこうということで考えておまして、資料に記載の 3 つの土地区画整理事業につきましても、用途変更を予定しているというところでございます。この主要な市街地開発事業として 3 つの事業を予定しておりますが、用途については、この事業においても特に変更しなくても…、すみません、何度も修正してしまって申し訳ないんですが、下水道については変更しないということですね。赤の区域ということについては間違いございません。都市計画区域の一部ということで、その区域になっております。用途につきましては、この土地区画整理事業によって土地利用が変わるところについては、用途変更が出てくる可能性があることで記載させていただいております。

○高橋（啓）委員 再度確認させていただきますけど、最初の質問の中で、今回定める 4,682 ヘクタールが、その前の都市計画区域と比較して増えているのか減っているのか、というところを確認させていただきたいと思いました。

○事務局（佐藤都市計画課長） そこは変更ありません。

○高橋（啓）委員 同じですね。分かりました。あと、2つ目の下水道区域、具体的な面積が分かればと思ったんですが。概ね6割とか4割とか。

○事務局（佐藤都市計画課長） すみません。今すぐに数字が出てきませんので、分かった段階で御回答させていただいてもよろしいでしょうか。

○舟引議長 よろしいですか。

○高橋（啓）委員 はい。あと、最後の質問についてももう少し確認させていただきますけど、新たに市街地開発事業として、3つの区域が用途指定しながら整備される予定なんですけど、それ以外の区域があると思うんですね。その中でのこれまでの計画とは変更無しということでもいいんですかね。

○事務局（佐藤都市計画課長） 例えばですね、用途につきましては、土地利用が今回大きく変わるという場所について変更していくということで考えておりますので、主要な市街地開発事業についても変更を今のところ想定しているということです。今後、細かいものが出てくる可能性は、当然個々の変更としてございますが、主要な事業に関してはこの3つと認識しております。

○高橋（啓）委員 ありがとうございます。

○舟引議長 御回答が左右したのもう一度確認させていただきますが、1つ目の都市計画区域の増減については無いということですね。2つ目、下水道区域の増減については、いくつか増えるところはありますが、数値については後ほどまた御説明していただくということ。それから、用途の指定につきましては、主として市街地開発事業で復興事業を行ったところを中心に用途変更した上で、場合によってはその他のところでも用途変更があり得ると、そういう理解でよろしいですか。

○事務局（佐藤都市計画課長） 1つ目の質問と3つ目の質問についてはそのとおりでございます。2つ目の質問については、すみません、私、赤の色違いのところは今回変更という形でお話させていただいたんですが、そこも踏まえて変更無しと…。

○舟引議長 ということは、もともと区域として定められていたんですけれども、その後で、これからの10年間に整備をするという理解ですか。

○事務局（佐藤都市計画課長） すみません。私の説明が二転三転して恐縮なのですが、赤の部分、色の違う、黒の引き出しになっている赤の色違いの部分については、「下水道区域」としてもと

もと区域に入っていたものを、新たに事業をするというところの着色になっておりまして、御質問のありました区域の面積としては変更ございません。併せて、先ほど保留とさせていただきました面積につきましては、1,160ヘクタールということになっておりますので、概ね4分の1弱、都市計画区域の4分の1弱ということいなるかと思えます。失礼いたしました。

○舟引議長 高橋委員、よろしいですか。

○高橋（啓）委員 はい。

○舟引議長 事務局に申し上げます。そんなに急がなくてもいいですけれども、正確にお答えいただくようお努めください。

○事務局（佐藤都市計画課長） 申し訳ございません。

○舟引議長 では、他に御質問があればお願いします。齋藤委員。

○齋藤委員 今回の関連なんですけど、公共下水道の受益者はどれくらいなんだろう。それで、今、下水道を共用している部分、何パーセントくらいやっているの。それで、これで10年くらい間に、全体で気仙沼市の公共下水道のどのくらいまでいくんでしょうね。というのは、普及率ね、気仙沼とか我々の石巻もそうなんだけど、移入人口を増やす条件として、やはりこういう住環境整備というのは非常に大事なものですから、そういうのをきちんとやらないことにはですね、下水道も完備していないとなかなか都会からこちらに移入するというのは難しいと思うんですよ。ですから、この辺を重点的に整備すべきと思うので、その辺の状況について教えてください。分かる人に答えてもらって構いません。

○舟引議長 そこは事務局で御判断いただければ。それでは事務局お願いします。大丈夫ですか。

○事務局（佐藤都市計画課長） すみません。これも分かり次第、お答えさせていただきます。

○齋藤委員 そうか、皆さんは都市計画の担当で、下水道の皆さんではないので、今すぐというのは難しいと思うので、そのことを踏まえて、しっかりと整理していただくようお願いします。

○舟引議長 齋藤委員、よろしいですか。それでは、他にいかがですか。

○内田委員 はい。

○舟引議長 それでは、内田委員、どうぞ。

○内田委員 震災後のいろいろな復興とか復旧に備える以外に、今後、全国で広がっている土砂災害とかにも備えるといったことをおっしゃっていたんですが、現状、今の気仙沼の地盤の状態で大雨等が起きた時に、どれくらいの浸水とか被害というか、雨の規模にもよると思うんですけども、想定される浸水域というか、どう考えればいいんですかね。そういう土砂災害に関しての予想被害というのはどうなっていますか。教えていただけないでしょうか。

○事務局（佐藤都市計画課長） 土砂災害と河川による浸水被害とは区別する必要があると思うんですが、まず河川のほうからお話させていただきますと、今まで川が海に流れているところについては、そのまま流れ出るという場所と、水門によって津波等が来た時に止めるという場所がございました。つまり、いつも開いているところと、津波の時に閉めるというところなんです。今回は、頻度の高い、50年から150年くらいの津波に対して、防潮堤で防ぐということになってございまして、それが川沿いにもずっと、いわゆる「バック堤」と言われるものなんです、川沿いにもずっと伸びていくという形になってございまして、そういう意味では河川の増水に対する安全度は格段に上がっていくという状況になっております。併せて、もともと気仙沼は急傾斜地が多いところでございまして、土砂災害の危険が高いところなんです、今回、嵩上げ盛土等を行ったり、後は高台移転等もございまして、特に嵩上げ盛土を行ったことによって、急傾斜による危険区域といった部分は無くなったというところもございまして、急傾斜は多いんですが、対策もかなり進んでおります。一方、ハード的な整備が難しいものについては、ここが危険のエリアだということを「土砂災害危険区域」ということで区域設定をいたしまして、住民の方にお知らせするというやり方も平行しながらやっていますところもございまして。

○舟引議長 他にございますか。よろしければ、お諮りいたします。議案第2344号について、原案のとおり承認することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声〕

○舟引議長 御異議ないものと認め、本案については原案のとおり承認することに決定いたします。

【議決】 議案第2344号：原案のとおり承認する。（賛成16名、反対0名）

4 その他

○舟引議長 以上で、本日本日予定していた審議案件はすべて終了いたしました。委員の皆様から、何かこの他にございますでしょうか。では、事務局から何かありますか。

○事務局（佐藤都市計画課長） 議長、報告したい事項がございまして。

○舟引議長 それではよろしく申し上げます。

○事務局（佐藤都市計画課長） はい。それでは、お手元の報告資料の 1 ページをお開き願いたいと思います。

前回の都市計画審議会でも御報告させていただきましたが、宮城県では来年、平成 30 年春を目標に、都市計画基礎調査に基づき、「仙塩広域都市計画」、県北地区の「大崎広域都市計画」、「栗原都市計画」、「登米都市計画」、「河北都市計画」、「大郷都市計画」を対象として、将来の都市像などを具体的に明らかにする「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」いわゆる「都市計画区域マスタープラン」の見直し作業を進めているところです。

「都市計画区域マスタープラン」におきましては、先ほどの気仙沼都市計画区域マスタープランで御説明した内容とも重複いたしますが、図 1 に告示するように、大きく分けて 3 点定めることとされております。1 点目は「都市計画の目標」でありまして、人口と産業規模の現況と将来の見通しについてです。2 点目は「区域区分」いわゆる「市街化区域及び市街化調整区域」の決定の有無とそれを定める際の方針であります。3 点目は「主要な都市計画の決定の方針」として、用途地域などの土地利用、道路や下水道などの都市施設、土地区画整理事業などの市街地開発事業及び自然的環境の整備又は保全などに係る都市計画の決定方針についてです。

前回の都市計画審議会では、①の「都市計画の目標」のうち「人口の現況及び将来の見通し」について御報告させていただきました。本日は、その下の赤枠で囲っております「産業規模の現況及び将来の見通し」について、「都市計画区域」ごとにその考え方を御報告するものです。

2 ページを御覧願います。ここでは、「推計の考え方」について告示しております。都市計画法第 6 条に規定されています「都市計画基礎調査」の項目としまして、産業については、製造品出荷額及び商業販売額等の調査を行うものとされていることから、これらの見通しに基づきまして、産業の現況及び将来の見通しを定めるものとしております。図 2 には、製造品出荷額等と年間商品販売額の将来推計の考え方をお示ししております。製造品出荷額につきましては、県の総合計画である「宮城の将来ビジョン」の実施計画の考え方に基づき、推計することとします。年間商品販売額につきましては、卸売販売額と小売販売額の趨勢の合計値により、推計することとしております。

3 ページをお開き願います。「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画」における製造品出荷額の目標値の考え方について御説明いたします。

はじめに、製造品出荷額についてですが、県全体では、東日本大震災で甚大な被害を受けた宮城県経済の回復と更なる成長を図るため、技術力や生産性の向上及びマーケティング機能の強化に向け支援するとともに、経済波及効果の高い企業の本県への誘致・集積を図るため、各種施策を実施していくこととしております。そのため、今回の見直しでは、「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画」による将来目標値の見通しをもとに、製造品出荷額の目標値を設定しております。

「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画」では、製造品出荷額について、図 3 に告示するとおり、平成 24 年から平成 29 年の 5 カ年で年平均 2.16 パーセントの増加と見込んでおり、今回の都市計画区域マスタープランでの見直しでは、この傾向が当面続くものと考え、将来の見通しを推計しております。

4 ページを御覧願います。県の総合計画である「宮城の将来ビジョン」に掲げる「富県宮城」の進

捗状況です。電気・電子、自動車関連、食品製造業を中心に、地域経済の再生・成長に寄与する大規模な企業や成長市場関連の企業などの企業立地が進んでいるところです。

5 ページをお開き願います。製造品出荷額の実績値の推移について、図 4 にお示ししております。平成 26 年の製造品出荷額については、3 兆 9,722 億円となっており、平成 19 年と比較いたしまして 11.8 パーセントの伸びとなっております。特に、自動車産業においては 75.1 パーセントの増加率となりました。

6 ページを御覧願います。ここからは、各地区毎の将来の製造品出荷額について御説明してまいります。はじめに仙塩地区ですが、図 5 にお示しするとおり、平成 47 年に 2 兆 9,342 億円へ増加するものと見込んでおります。

7 ページをお開き願います。県北地区につきましては、将来の製造品出荷額の見通しを図 6 にお示ししておりますが、推計の考え方については、仙塩地区と同様に算出しております。

8 ページを御覧願います。ここからは、各地区ごとの将来の年間商品販売額について説明してまいります。図 7 に仙塩地区の年間商品販売額の過去の推移と推計値をお示ししております。東日本大震災の影響により一時的に落ち込んだ販売額は、平成 24 年から平成 26 年にかけて一時的に回復しているものの、概ね減少傾向にあり、この傾向が当面続くものと考えております。今回の見直しでは、過去の傾向をもとに、概ね 20 年後の平成 47 年では、6 兆 5,853 億円になるものと見込んでおります。

9 ページをお開き願います。県北地区の年間商品販売額の過去の推移と推計値を図 8 にお示ししております。仙塩地区と同様に減少傾向にあることから、将来の見通しにつきましては、仙塩地区と同様に算出しております。

以上、簡単ではございますが、「都市計画区域マスタープラン」の産業規模の現況及び将来の見通しについての御報告を終わらせていただきます。

○舟引議長 前回に引き続きまして、マスタープランのフレームの中間報告をいただきました。委員の皆様から御質問があればいただきたいと思います。はい、牛尾委員どうぞ。

○牛尾委員 6 ページの製造品出荷額推計なんですけれども、自動車産業は平成 47 年までこんなに成長するかなあと。これだけ作ってどこに売るんだろうなあと。ちょっと推計が甘いというか、高すぎるんじゃないですか。

○事務局（佐藤都市計画課長） 製造品出荷額につきましては、「富県宮城」という県の目標に向け、その年平均増加率をあと 10 年くらい続くんじゃないかということで推計させていただいております。特に自動車に関しましては、自動車台数自体大幅に増えるということはなかなか難しいかもしれませんが、非常に裾野の広い産業でもございますし、あと一次・二次サプライヤー等のさらなる増加も考慮し、そういった産業政策を展開することによって、この目標に向かってやれるんじゃないかということを考えております。また、この製造品出荷額の場合には、業務系の用地が必要になるということになるわけなんですけど、企業等が来る場合に用地が無いという状態になると、県としては非常に危険側ということになっておりますので、この目標値に向かってその谷地をいずれ準備できるフレームとして設定しておくということが、県の産業の政策という意

味でも安全側に働くと考えております。

○牛尾委員 なぜそういうことを言うかという、平成 47 年までの推計で、だから今から 20 年後ですよね。ということは、まずガソリン自動車って考えられなくなると思うんですよ。例えば、今、電気自動車が出ていますけど、電気じゃなくって、今度は水素とか全然別のエネルギー源、もし、自動車産業ということで考えると。つまり宮城県に立地してくれるかどうかも分からなくなってくる。技術革新になると。できればこの部分は…、実際に企業にヒアリングに行かれましたか。そういう部分をヒアリングに行って、この数字をきちんと確認したほうが私はいいと思います。20 年間という、技術革新はものすごいですから。

○事務局（佐藤都市計画課長） 例えばトヨタ東北ですとか、企業の動向につきましては、20 年先というのは、委員おっしゃるとおりなかなか見通しが立たないということもございますので、まずは当面 10 年間、37 年までをこの富県宮城の「宮城の将来ビジョン」に掲げる増加率で推移していくものと想定し、なかなか難しいんですが、その後はまた緩やかになっていくということで現在のところは推計しております。また、委員おっしゃるとおり、そんな 20 年先のことがしっかり分かるのかということにつきましては、この推計値がドンピシャで当たるということを目指すというよりは、まずは当面 10 年間の産業用地の土地として、県としてしっかりと準備していく必要があるということも考えてございますし、また定期的に、概ね 5 年に 1 度、基礎調査等をやり直ししながら、随時修正していければと考えてございますので、今はちょっと過大だという御批判はあるかもしれませんが、この目標値としてまずは掲げているという状況でございます。

○牛尾委員 20 年というのは長いのであれなんですけど、きちんと見直しをするという形で現実的な都市計画を立てたほうがいいですし、市町村合併の話が出なくもない地域ですので、やはりこのところはそういう色々な部分を考えられて見直しをされたらいいと思います。以上です。

○舟引議長 はい、ありがとうございます。1 個、私のほうからも追加で質問させてください。報告事項です。今のお話からすると、宮城県の将来ビジョンでの推計は、今から 10 年分の推計があるという理解でよろしいですか。

○事務局（佐藤都市計画課長） 宮城の将来ビジョン上は、平成 32 年度までの目標値としておりますので、32 年度までということになっております。一方、都市計画上 10 年ということで、平成 37 年まで引っ張っているという形になります。

○舟引議長 今、牛尾委員からもありましたけれども、トレンドの率をそのまま引っ張っていいのかということについては、ちょっと慎重に考えたほうがいいのではないかと思います。都市計画の仕組みですので、20 年くらいの将来を見据えて 10 年間分を考える、というのがこのマスタープランの考え方で、かつ、それを 5 年ごとにもう一度調査をやり直して、5 年単位で見直していくと、そういうローリングするプランですので、現時点で 20 年分の想定が、実際、県の中で出

来ていないのであれば、直ちに率だけを持ち出してやるのは危険だと思いますので、32年の後についてどういう処理をするかということも、県としての資料で出してしまうと、県全体の産業の将来ビジョンという話にも繋がってくるかと思っておりますので、ちょっとそのあたりは慎重に、実際に審議会に諮る前には御検討いただいたほうがよろしいのではないかと思います。

牛尾委員、よろしいですか。

○牛尾委員 はい。

○舟引議長 他に御質問があれば、はい、阿留多伎委員どうぞ。

○阿留多伎委員 前回も同じような質問をしているんですけども、産業と人口というのは非常に繋がっていますので、人口については減少傾向ですよということを、前回、お話を伺っています。産業についてはかなりの伸びですよ、ということになりますと、この産業を前提にした時の労働者というのは、どのくらい宮城県に来て、それがどこにどのように入るのかということも考えていかないと、整合性が無くなります。そうすると、多分、この製造業の増加傾向でいくと、人口増にならないと合わないことになるのではないかと思いますので、議長がおっしゃったようにですね、産業と人口、それから産業の何年後までどのように見るのかというのは、もう少し慎重に御検討いただいたほうがいいのではないかと思います。

○舟引議長 はい、ありがとうございました。よろしいですか。その他いかがでしょうか。阿留多伎委員どうぞ。

○阿留多伎委員 今回の付け加えて、産業用地を確保しておかないと危険側だとおっしゃいましたが、逆に産業用地を過大に持ってしまうと、その産業用地を造成した費用を回収できないという意味での危険も抱えてしまうことになっていきますので、ちょうどジャストで作ったらすぐ売れるという予測でやっていかないと危ないと思います。以上です。

○事務局（佐藤都市計画課長） 今回の私の発言に関してなんですが、すぐにセットするというイメージではなくて、フレーム上しっかりと確保しておいて、当然、無駄な造成を行わないようにということは合わせてやっていこうと思いますが、今の御意見も踏まえてまた検討してまいります。合わせまして、先ほどの齋藤委員からの御質問なんですが、今、ここでよろしいでしょうか。

○舟引議長 どうぞ。

○事務局（佐藤都市計画課長） すみません。下水道の事業計画の関係でございますが、先ほどの1,160ヘクタールの事業計画の処理人口は、1万9,080人ということになってございまして、現在、その44パーセントの8,488人分整備済みということになってございまして。以上です。

○舟引議長 齋藤委員，よろしいですか。

○齋藤委員 44 パーセントですか。

○事務局（佐藤都市計画課長） はい，44 パーセントです。

○齋藤委員 全体で44 パーセント。

○事務局（佐藤都市計画課長） はい，全体の44 パーセントです。

○齋藤委員 10 年後に44 パーセント，その辺は分からない。人口がどうなるか分からないからなあ。私も下水道の話ばかり聞いたけど，やはりこれから都市計画をしっかりと進めていく上で，下水道というのは非常に大事だと思うんですよ。ですから聞いたんですが，すいませんでした。

○舟引議長 ありがとうございます。私からもあえて申しますけれども，議案の中にきちんと下水道の将来ビジョンが出ている以上，下水道の質問に耐えられるような県の事務局の体制でという話になると思いますが，そこはきちんとやっていただくようにお願いします。

○事務局（佐藤都市計画課長） 申し訳ございません。

○舟引議長 他に御質問等はございますでしょうか。よろしければ，報告事項に関しましてもこれで終わりということにしたいと思います。

5 閉 会

○舟引議長 それでは，以上で本日の会議を終了いたしたいと思います。御協力ありがとうございました。

○事務局（菊池総括） ありがとうございます。以上をもちまして，第186回宮城県都市計画審議会を終了いたします。

なお，今回は，10月の開催を予定しております。日程につきましては，後日改めて連絡を申し上げます。本日は，ありがとうございました。

平成29年7月28日（金）午後2時30分 閉会